

1. 水防作業従事者の安全配慮 (第1章第5節)

津波浸水想定区域内で水防作業従事者の活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先することを明記。

項番1
水防計画(案)P9

第5節 安全配慮

水防管理者は、洪水、内水、津波又は高潮のいずれかにおいても、ライフジャケットの着用や不通時でも利用可能な通信機器の携行、原則として複数人での活動、施設操作後の避難の徹底及び避難場所の確保・指定により、水防作業従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防作業従事者の安全を確保しなければならない。

指揮官は、水防作業従事者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防作業従事者へ周知し共有しなければならない。

津波浸水想定区域内における水防作業従事者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

2. 大雨警報・注意報基準、洪水警報・注意報基準表に注意書きを追加 (第5章第3節)

・警報・注意報の発表基準が年度途中で更新されるため、該当ページに、「最新のデータは気象庁HPを参照」する旨を追記。

項番29～33
改正(案)P27～33

河川	～	～
熊取町	20	130
田尻町	21	139
岬町	17	136

(注意) 基準値は随時見直しが行われるため、最新の値については、以下の気象庁ホームページを参照ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/1_osaka.pdf

3. 大雨特別警報から警報への切替時の国管理河川(淀川、大和川、猪名川)の臨時の洪水予報について追記 (第5章第3節)

項番35
改正(案)P39

第3節 淀川、大和川及び猪名川洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区气象台は共同して淀川、大和川、及び猪名川洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文は、資料編の様式4-1～3号「淀川、大和川下流、猪名川洪水予報発表文例」、様式4-4～6号「淀川、大和川下流、猪名川臨時の洪水予報発表文例」のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

4. 国管理河川の洪水予報、水防警報の伝達系統図を修正（第5章第3節、第7節）

(洪水予報)

項番39～41

改正(案)P39、40

(水防警報)

項番51～52、55～58

改正(案)P 56、57、59、60

国管理河川の洪水予報、水防警報の伝達先の一部記載を修正
伝達先市町村の明記

5. 河川改修等に伴う基準水位の見直し（第5章第7節）

項番63、65、67

改正(案)63、64

対象： 芦田川（高石市）、津田川（貝塚市）、樫井川（泉佐野市）
理由： 水位監視区間の改修完了、水防管理者との協議など

6. 安威川ダムの完成等に伴う浸水想定区域の変更等に伴う修正（第17章第1節）

項番71、72

改正(案)P104～108

○安威川ダムの完成に伴う指定区域の変更

R5.12.8指定

神崎川、安威川

○新規指定

R5.12.8指定

糸田川、下音羽川

R6.3.26指定

石田川、長谷川、野間川、旧猪名川、上の川、境川、箕川、東山川、藤田川、前川、北川、音川、長門川、箕後川、岡部川、清滝川、清滝川分水路、江蟬川、谷田川、鍋田川、打上川、たち川、宇奈田川、加賀田川、百済川、王子川、父鬼川、金熊寺川、山中川

第1表 一般防災関係重要水防区域

安威川ダムの供用開始等に伴う、浸水想定区域見直しによる重要水防区域の見直し

第2表 ため池防災関係水防区域、第10表 ため池水防地及び資材表

ため池の点検等に伴う水防値の見直し、その他級ため池一覧表の追加

第6表 主要排水施設設置箇所一覧表

排水施設設備更新に伴う修正

第16表 管内河川水位観測一覧表

水位基準の見直し、観測所追加に伴う修正

第20表 国土交通省近畿地方整備局災害対策用資機材一覧表

R5年度購入車等の追加

第2図 国道(指定区間外)及び府道についての道路情報連絡網図

道路通行規制基準の変更(第2図)

水門操作協定書等

最新版に更新

国土交通省直轄河川洪水予報実施要領、大阪府知事指定河川洪水予報実施要領

大和川及び全ての府知事指定河川で実施要領を改正

様式

臨時の洪水予報の様式追加、一部様式の修正

土砂災害警戒区域等一覧表

地すべり危険個所の記載を参考事項とする